

復興公営住宅等の家賃無償化について

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨により住宅を失った等の要件を満たす方に対し生活基盤の安定及び自立を支援することを目的として、県内の復興公営住宅等の家賃を最大36ヶ月免除できることとなりました。

※ 対象となる住宅の申込者が事業主体（県または市町）に減免申請をすることで家賃を無償化（免除）するものです。

※ 手続き等については、それぞれの事業主体からご連絡いたします。
不明な点があれば各事業主体へお問い合わせください。

※ 家賃以外（共益費、駐車場代、敷金等）は無償化の対象外です。

1. 対象住宅（県内の住宅に限る）

(1)復興公営住宅

(2)(既存)公営住宅

(3)公的賃貸住宅（木造仮設住宅を転用した賃貸住宅、特定公共賃貸住宅等）

2. 対象世帯（次の(1)～(3)の全てを満たす被災世帯）

(1)令和6年能登半島地震または令和6年奥能登豪雨により被災した住家に居住していた方で、次のいずれかに該当する方

（ア）被災した住宅が半壊以上で解体済みまたは解体予定である

（イ）被災した住宅が半壊以上で当該住家を補修する予定であったが、資金不足等により補修をあきらめたため、将来にわたって居住可能な住家を確保できない。

（ウ）長期避難世帯に認定されている

(2)現在、住宅（居住できる建物）を有していない方（住宅に困窮している方）

(3)住宅再建にかかる支援制度（被災者生活再建支援金の加算支援金）を受給していない方

※その他、住宅再建のための支援を受けていないなど、各市町で要件を定めている場合があります。

3. 対象期間

・手続きが完了し、無償化が開始された月を含む36か月

※家賃が日割りとなる月も1か月とみなします。

事業主体窓口

石川県ホームページをご参照ください。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/saigai/yachin_musyouka.html

